

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則及び北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局長寿推進部保険年金課】 2
- 北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局長寿推進部保険年金課】 3

◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【都市ブランド創造局美術館普及課】 4

北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則及び北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 5 1 号

北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則及び北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

(北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則の一部改正)

第 1 条 北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「被保険者証、」を削り、同条第 2 項中「、被保険者証」を削る。

(北九州市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第 2 条 北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 1 号中「国民健康保険被保険者証、」を削る。

付 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 5 2 号

北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助
に関する規則の一部を改正する規則

北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則（平成 2 0 年北九州市規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）附則第 1 8 条の規定によりなお従前の例によることとされた被保険者証（次項において「被保険者証」という。）」を削り、同条第 2 項中「、被保険者証」を削る。

付 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

北九州市公告第 4 7 4 号

一般競争入札により、公用自動車（軽自動車 1 台）の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 契約内容

- (1) 名称及び数量 北九州市都市ブランド創造局公用自動車の借入れ及び保守業務 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項に定める有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町 2 1 番 1 号
北九州市立美術館普及課
 - イ 期間 この公告の日から令和 7 年 7 月 2 4 日まで（月曜日及び 7 月 2 2 日を除く。）の毎日午前 1 0 時から午後 1 2 時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交

付する。

(3) 入札参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、公告の日から令和7年7月18日まで（月曜日を除く。）に入札参加の申出書を北九州市立美術館普及課に提出しなければならない。

(4) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年7月23日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 日時 令和7年7月24日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申出書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市都市ブランド創造局美術館普及課

〒804-0024 北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町21番1号

電話 093-882-7777